平成 24 年

10月定例会会議録

平成 24 年 10 月 30 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目　　次（第1号）

○議　事　日　程　……　3
○出　席　議　員　……　3
○日　程　第　1　会議録署名議員の指名　……　3
○日　程　第　2　会期の決定　……　4
○日　程　第　3　諸報告　……　4
○日　程　第　4　一般質問　……　5
○岡﨑　巧議員　……　5
　　1　ごみ処理手数料について
○日　程　第　5　議案第７号及び議案第８号　……　１０
○討　　論　……　１１
○表　　決　……　１２

平成２４年１０月

萩・長門清掃一部事務組合議会定例会会議録（第１号）

議事日程第１号

平成２４年１０月３０日（火曜日）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸報告
第４　一般質問
第５　議案第７号及び議案第８号

○本日の会議に付した事件
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸報告
日程第４　一般質問
日程第５　議案第７号及び議案第８号

○出席議員（７名）

１番	阿波昌子君
２番	大下和政君
３番	青木賢次君
４番	西島孝一君
５番	岡﨑　巧君
７番	広兼義烈君
８番	柴田保央君

○欠席議員（１名）

６番	松永亘弘君

○説明のため出席した者

管理者	野村興兒君
副管理者	大西倉雄君
監査委員	鐘崎英二君
事務局長	平田幸三君
事務局副局長兼次長	重原敏男君
事務局主幹兼次長補佐	安田　学君
会計管理者	吉村秀之君
事務局主幹	田邊　信君
事務局主幹	山中伸彦君
事務局主幹	上田秀男君
事務局主幹	津室　猛君
事務局主幹	河野広行君
事務局主幹	今浦功次君

○書記出席者

書記長	藤岡敏彦君
書記	濱村祥一君
書記	光永忠由君

午前１０時０１分開会

○議長（柴田保央君）　ただいまから、平成２４年１０月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（柴田保央君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、２番、大下議員、４番、西島議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（柴田保央君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田保央君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

日程第３　諸報告

○議長（柴田保央君）　日程第３、これより諸報告を行います。

組合管理者より報告を求めます。管理者。

〔管理者　野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君）　定例会に当たり、３点御報告を申し上げたいと存じます。

まず最初に、新清掃工場整備・運営事業についてであります。

新清掃工場整備・運営事業の建設工事請負契約については、組合議会６月臨時会での議決を得て、６月７日付で日立造船株式会社九州支社と本契約を締結し、あわせて運営業務委託契約についても、同日付で新清掃工場を運営する特別目的会社、株式会社はないろと契約締結をいたしました。

新清掃工場建設工事の進捗状況については、現在、日立造船株式会社により、本組合と協議を行いながら、基本設計を進めておりますが、このたび、それに基づいた詳細設計に着手いたしました。来年３月には、関係機関に対し、建築確認申請及び一般廃棄物処理施設設置届等の諸手続きを行い、６月から現地着工の予定であります。

続きまして２番目に、用地造成工事についてであります。

新清掃工場の用地造成工事については、新清掃工場整備・運営事業と同様、組合議会６月臨時会での議決を得て、６月７日付で本契約を締結いたしました。

現在、萩市と長門市の事業者による４社共同企業体により造成工事を進めておりますが、本年度は、工事全体の約７０％を施工する予定であります。そのうち、防災調整池工事については、本年度で完了し、以後、工事中の雨水排水対策として、雨水は防災調整池を経由して小原川に流すこととしております。

３番目に、供用開始に向けた諸準備についてであります。

新清掃工場は、平成２７年４月に供用開始する予定でありますが、８月２２日に本組合事務局に、萩市、長門市及び組合職員で構成するごみ処理手数料検討委員会を立ち上げました。本委員会は、新清掃工場が供用開始して新清掃工場に直接ごみを搬入される事業者などから徴収するごみ処理手数料について、調査研究し、組合管理者に新清掃工場のごみ処理手数料のあり方の案を提出するために設置したものです。本年度末までには、検討結果についての報告を受け、新清掃工場が供用開始する１年前ごろにはごみ処理手数料に係る条例案を御審議いただき、早期に両市のごみ搬入事業者等への周知を図りたいと考えております。

今後も、両市が協力しあい、新清掃工場の平成２７年度稼働に向けて、鋭意事業を推進するとともに、供用開始に向けたさまざまな手続きや準備等についても、遅滞なく進めてまいりますので御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（柴田保央君）　組合管理者の報告は終わりました。

以上で、諸報告を終了いたします。

日程第４　一般質問

○議長（柴田保央君）　日程第４、これより一般質問を行います。

質問の通告は１件受理いたしております。

議席番号５番、岡﨑議員の発言を許可いたします。５番、岡﨑議員。

〔５番　岡﨑　巧君登壇〕

○５番（岡﨑　巧君）　皆さん、おはようございます。長門市議会の岡﨑巧です。

本定例会に、一般質問として、ごみ処理手数料について通告しています。この問題について、今、管理者から説明がありましたように、８月２２日に検討委員会が設置され、今まで２回の委員会が開催され、鋭意努力されているようです。また、この２３日の全員協議会で、この問題が俎上にのせられました。重大な関心事の一つでもあります。私は、これを取り上げ、家庭もしくは事業所から排出されるごみを排出者が直接または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して、新清掃工場に搬入する際に賦課される手数料について、基本的な考え方を管理者に尋ねます。

檀上では以上です。

次回から、自席にて質問を行います。

○議長（柴田保央君）　組合管理者。

〔管理者　野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君）　ただいま岡﨑議員から、新清掃工場が開始をされたときの要するにこの手数料等についての考え方如何。こういうお尋ねがございました。

まず一般論で申し上げますと、現時点では、実はこの具体的な手数料等については、先ほど報告の第３点で申し上げましたように、まさに今、検討を始めた、まあ８月２２日ということでありますが、まあ事務レベルでいろいろな現況、とにかく、今の状況は、萩と長門でそれぞれ取り扱いが違うと、まあこういったことから、現状がどうなっているのか。まあこれはどういう歴史的な経緯があるのか。まあこういったようなことも踏まえてですね、今、検討・議論を進めていただいているところであります。

そもそもこの一般廃棄物のこの事務については、これはちょうど平成１１年に、この法の改正がございましたが、基本的に一般廃棄物の処理は、これは地方自治体のこの独自の事務、その法定受託事務でもなく、自治事務という形で整理をされているものでありました。まあ本来であれば、まあこれは、当然自治体がその税の負担によって、この行うべきもの。まあこういったことで、今まで、その手数料等についての議論は、余りなかったんでありますが、まあしかし、大量消費時代に入りまして、とにかくこの膨大なごみの量、しかもこの排出するまあ個人の家庭におきましても相当分量が違う。この相当のごみを排出するこの家庭と、ごみをほとんど排出しない家庭と、まあそういった意味での均衡とか、特に事業系の一般廃棄物ということが、かなりの分量で出てまいりましたので、まあこのあたりでこの国の方が、平成１７年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づきます基本的な方針というのを定めたわけでございます。まあこれによりますれば、環境大臣がですね、この排出の抑制を図る。あるいは再利用等を図る。こういったことで、この廃棄物の減量、あるいは適正な処理、まあそういったことについて総合的、計画的にですね対応をしようと、こういう話が出てまいりました。したがって、各自治体はこれに基づきまして、それぞれこの廃棄物の処理の具体的な計画を打ち立てることになっているわけであります。萩市におきましても、そういった観点から、計画を立てまして、このごみの

手数料の見直しを行ったところであります。したがって、そこでまあ相当、長門市の現況とは違ったものになったわけでありますが、長門市におかれても、当然ながらこの計画を策定をする。まあこういう計画になっているわけでありますから、まあその辺りについて、時代の大きな流れは、これを有料化をしていく。そしてその目的は、あくまでも廃棄物の排出抑制、再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、あるいは住民の意識を高めていただく。まあいろんな形でこの有料化の推進を図るべきというのが今、環境省の方針でありますし、各自治体もそれに習いまして、今、有料化の具体的なこの道をたどっているわけであります。まあしたがいまして、今、今後その具体的に、新清掃工場が稼働いたしましたときの基本的な考え方は、この国の方針の有料化という、まあそういった流れの中で、構築をされるべきもの、こういうふうに思っているところでありますので、ぜひまた詳細、今から具体的な料金のそれぞれの内容とか、まあ現況ですね、そして今後それをどう対応していくのか。まあこういったことは、しっかりこの市民の皆さん、あるいは学識経験者の方の御意見、こういったものも聞きながら、決めていくべきもの。このように思っているところであります。議会におかれましてもぜひ、具体的なこの最後は条例という形になりますので、その段階、いろいろまた御審議を賜りますように、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（柴田保央君）　５番、岡﨑議員。

○５番（岡﨑　巧君）　再質問にうつります。

ええとですね、新聞等の報告、あるいは私がいただいた情報等によりますと、新しい手数料というのはですね、ごみ処理原価を反映した手数料ということがですね、大枠決まっているように思っておりますが、その辺については、まだそのどうなるか未定、そういうことですかね。どうです。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　事務方の検討会は始まっておりますが、検討会の結果はですね、年度内に私のところへ届くことになっております。決して、その、即、今のこの、具体的な処理原価、これをそのまま反映をしていく。１００％そのままですね、この割っていく。そういった考え方もありましょうし、まあ基本的には今の有料化の大きな流れの中で、まあ基本的な考え方はそうでありましょうが、どういうふうな形で構成をしていくか、これは市民の皆さんや、または事業者の皆さんも御意見は当然ありましょうし、また、学識経験者やこの広くですね、この関係についての御専門家の方の意見も当然聞いていくつもりでありますので、今事務レベルで、じゃあ、両市のこのあり方がどういう経緯で今の設定になっているのか。今後、今、両市はそれぞれ計画を、萩市は計画に即しまして今、もう既に料金の引き上げをやっておりますが、まあこういったことも含めてですね、長門市サイドでどのように今から計画をされていたのか。そういったことも含めて。これは今度新しくですね、この清掃工場動き出したときに、この同時に処理ができれば、まあこういうふうに思っておるところであります。まあいずれにいたしましても、２７年、まあ長いようではありますが、あっという間に過ぎていきますので、できるだけ早く、この問題については、一つの方向を見出そう。このような考え方でおります。

よろしくお願いします。

○議長（柴田保央君）　５番、岡﨑議員。

○５番（岡﨑　巧君）　ええとですね、私はこの問題を、今回の一般質問に取り上げた背景にはですね、その、長門市のごみのその手

数料と言いますか、決定の仕方が、あの、新聞には少し書かれていましたけど、これ、行政サービスと言う観点から、また、近隣のですね、市町の料金を見られて、まあこれぐらいならというような決め方で、あの、設定されています。一方ですね、萩市のその手数料というのは、原価方式と言いますか、ある程度これだけの分がそのごみ処理にはお金がかかると、そういう基って言うんですかね。そういう数値をはじかれて、あの、計算されてそれにより負担を決められていると。私はね、こういう考え方は賛成です。それじゃないと、こう、いざ改訂とかいろんなことについて、果たしてそのごみを１グラム、あるいは１キログラムを燃すのにいくらかかるかということをですね、やっぱり市民に広く知っていただいて、ごみに対する認識をまあ新たにしてもらおうということが、これは不可欠です。特に、私たちはあの、萩市と共同設置ということに向けていったわけですから、特にその辺のところはですね、今度ははっきりと説明責任が市民にできるような形態の手数料をしていただきたいと。そこでですね、ただあの、いくらか懸念材料があるわけです。その１点目としてですよ、萩市の現行の手数料というのが、大体１キロ分、キログラム当たり２０円で５０％負担で、まあそうやから５０キログラム５００円という今設定がされています。その、この検討委員会の試算。これはあくまでも試算で、新聞に出たわけですけど、今一応、１キログラムが２０円というようなことが、これはまあ試算ですので、まあこれからは、もういくらか動くと思いますが、ただですね、新清掃工場はですよ、最新のごみ処理施設です。それにもかかわらずですよ、現行の原価と、今回その決めようとする原価とのですね、負担は別にして原価が差異がないというようなことがあっては、私はならないと思う。それはですね、お互いに新しい工場をつくって、その、安く、行政的にもですよ、その市民のその負担も安くできるというのが、大体、大方の市民の私は大前提であると思う。この辺のことについて、管理者はどのように思われてます。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　この新しい清掃工場ができた場合のそのまあ処理単価というのはどうなるかというところまでは実はまだ詳細、私ども数字は把握をしておりません。まあ、計算、やろうと思えばできるわけでありますが、今、現時点で例えば、入札参加をされた方、まあ、コストがどのくらいかかるかということで今、やられているわけでありますが、実際、運営していった結果どうなるかという話は、これはまたまだまだ不確定なものもございます。今、おっしゃったように、確かに総じて言えることは、このＤＢＯ方式で、しかも長門市さんと私ども二つの市が共同事業だった。これは、かなりのいろんな意味で節減効果があるわけでありまして、これは間違いなく、今、岡﨑議員が御指摘のとおりでありまして、まあそれだからこそ、今、共同事業でやろうと、こういうことで決意をし、議会の御賛同もいただいたわけであります。したがって、当然ながら、この相対としての例えば、今、２０年契約でございますが、このＤＢＯ、要するにデザイン、ビルド、建設にかかる費用、そしてかつ２０年間の運営の管理の費用、これは、単独でそれぞれ両市がやった場合に比べれば、相当程度金額は節減できているはずであります。したがって、まあそういったことも含めて、今、この処理費用というのはどうなるかという話でありますが、まあこのあたりの計算はですね、まことにこの膨大なものであります。まあそういうようなことも含めて、この、今後の処理手数料、今、御指摘があったようなことも含めてですね、しっかり検討していきたいと思います。

私ども職員だけでこれをやりますと、どう

しても、あの一方的な見方もあるかもしれません。したがって、この市民の皆さんの代表とか、事業者の方とか、あるいはやはり学識経験者の方も含めて、公明正大に議論をしていこう。これはまずその前にですね、事務方として最低限の今から詰を行っていこうと、まあこういうことでありますから、岡﨑議員の今、御指摘をいただいたようなことも含めて、しっかり、私も今から検討委員会、事務方の検討委員会の結果もですね、十分聞かせてもらって、そこから、スタートしていきたい。こういうふうに思いますので、ぜひまたいろんな意味で御指摘をいただければ、こういうふうに思うわけであります。

○議長（柴田保央君）　５番、岡﨑議員。

○５番（岡﨑　巧君）　ええとですね、それと、これはちょっと申し上げておきたいと思います。

このですね、長門市ではですね、萩市とのごみ処理施設の共同設置について、当時の南野市長、平成２１年９月の定例会の一般質問で、次のように答弁されました。「概算ではありますが、単独設置と共同設置における建設経費やランニングコストを比較検討した結果、ごみ焼却施設の共同設置は、スケールメリットによる経費削減効果が大きく、６月の施政方針で申し述べましたとおり、本市単独での設置の方向を転換し、萩市との共同設置に向け、協議を進めていく判断をしたところであります」と、このように述べられてます。これはですね、私どもはですよ、コストが削減され、市民の方たちもそのまあ私どものこの手数料の決め方がちょっと何とも根拠、積算根拠があるような決め方とは言い難いところはありますが、今度のごみ処理場では、負担が軽減されるだろうと、こう皆解釈しただろうと思います。私もそう思っております。私は、この一部事務組合、共同設置には反対の立場で、自分のところは自前でやろうという気持ちでおりましたが、そういうことで、大方の長門市議会でこういう方向で行こうじゃないかということが決まりましたので、それはそれと置いて。ただ、そうなるとですね、市民にとって本当にあの共同設置をしてよかったという方向で、私は進めて行かなければならない。私どもも、議員として、それを見極めると言うんですかね。一番懸念しているのはですね、あの、私どもの手数料というのは、先ほど申しましたが、近隣あるいは行政サービスという観点から、根拠がそのいくら、例えば先ほども話しましたが、１キログラム当たりなんぼかかると、ごみ処理するには、そういうのが根底にありません。ただですね、今度はそういうものをしっかり出していただいて、あの、ごみの、あの、その処理に対する認識を両市で共有しなければならないと思っております。ただ、議員としてですよ、その長門市の市民に説明するときに、その値上げ幅っていうんですか、改定料金がですね、現行と大幅に違うというようになるときに、ただそれが、説明責任範囲内、まあその辺のところをどのように考えるかは大変難しいところがありますが、その辺のところでね、あの、努力していただきたい。この辺のところ、もう一度、管理者の意見を聞きたいと思います。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　ただいま岡﨑議員からのこの御指摘は、この共同事業になったから、それぞれこの萩、長門にとりまして、負担が減っている。その減っているものを実は手数料に反映すべきだと、こういうまあ御指摘でありますが、実はその今、あの、申しましたように、この手数料の問題というのは、この、そもそも国が示しておりますように、ごみの今、減量をしようとかリサイクルを進めようとかこういうようなことで、その費用のまあ有料化ですね、こういったものをその

利用者の皆さんにも、市民の皆さんにも負担をいただこうと。これが、今、国の方針であります。そもそも、処理費が一体いくらで、処理費を１００％そのままですね、特別会計や企業会計のような形で、ごみの処理をすることは考えていないわけですね。これは、一般廃棄物の処理は、自治体が本来行うべきであります。まあこれを全部費用をですね、このごみ処理手数料という形でやれることは恐らく不可能だろうと思います。それはいろんな計算の仕方はしますけれども、今、人件費から何から総体として考えた場合にですね、これは相当の金額になっていくわけであります。そんな特別会計や、企業会計をやっているところは全国ないわけですね。それは民間のごみ処理事業者だけであります。これは医療系の廃棄物とか、何かそういったもの。非常に高額な負担をそれぞれそのごみを出される事業者の方々がみんな負担をされるわけですね。そういうような形になっています。したがって、今、我々がなぜこういうような形で共同事業をやったのか。もう今、各自治体もですね、財政的な、大変な今、状況にございます。特に長門市さんも萩市も、相当の合併をしてまいりました。いよいよ平成２７年、これは一本算定になるんですね、交付税が。私ども萩市につきまして言いますれば、七つの自治体が一つの自治体になったと仮定して、交付税の減額が始まるわけですね。私どもで約４０億の減額です。今、単純計算したんでありますが、この辺りはいろいろまた、この、国とも今、折衝を始めておりますので、減額になるという期待をしておりますけれども、まあ、それが今から５年間、経過措置がありますが、２０％ずつ、これも大変なものであります。まあこういうようなことの中で、お互いにそれぞれ、今からこの長年にわたってですね、それぞれ合併した自治体が、今から生き抜いていく。まあそういったことの財政上のこの負担のことも頭に入れながら、そして、この、それ以上に、財政的に苦しくなれば、ごみの手数料も上がってくるかもしれません。まあそういったようなこと、もろもろのことでありまして、今、私どもがこういった共同事業で負担軽減ができる。これは即そのまま、手数料に反映をですね、１００％していくという考え方は、持っていないということであります。恐らく、逆に言えば、そういうふうな財政破たんするようなことになれば、当然、そのごみの手数料も上がっていくけれども、そういったことの事態は避けたいと。一般廃棄物はそもそも自治体のこれは義務でありますから。義務でありますから、そういった意味から言いますと、このちゃんとした手当てをしていかなければならない。ただし、今、世の中の流れは、大量消費で、まあ大量のごみが出ていく。これを少し考えよう。今、市民の皆さんも一生懸命、リサイクルで、ペットボトルもみんな別にして、このいろんなですね、紙のものもリサイクルしてですね、一生懸命分別をして、減量に努めていただいているわけであります。事業者の皆さんも、まあいろんな意味で工夫をいただいています。事業系の一般廃棄物、まあそのホテルや旅館でパーティーがあったら、まあ半分以上のですね、食べ物がみんなどーんと出てくる。これはやはりちゃんと負担をいただかないといかんだろう。もう少しですね、いろんな意味で工夫をいただかなければいけないだろう。事業者のそういった廃棄物についても、東京都では、これ、一般廃棄物の法律とは別に条例で、この、それぞれの事業系の一般廃棄物、定義をして対応をしているわけですね。まあそういうようなことも含めて、私どもは今から、検討委員会、あるいはこの民間の皆さん、有識者の皆さんの御意見をしっかり聞いてですね、対応を考えていきたい。まあなかなか大変でありましょうが、あの、岡﨑議員の御指摘も十分この頭に残し、今から議論をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柴田保央君）　５番、岡﨑議員。

○５番（岡﨑　巧君）　ええと最後にします。ええとですね、今、懸念事項等述べました。で、管理者からあの真摯な答弁をいただき、ただですね、あの、この手数料の検討というのは、今、緒についたばかりです。慎重に検討され、一番はですね、両市民の理解が得られる手数料。この設定に努めていただきたいと思います。もうこれに私は尽きると思います。その、いろんなその考え方がありましょうが、とにかくその、せっかく一緒にやってですよ、今から同じ施設にごみを持って行こうというときに、それがですね、なかなか理解が得られないような金額。それは財政的といかいろいろありましょうが、それはですね、まあ段階的にとかいろいろな工夫をされて、とにかくスムーズに、あの、その出発できるような、そういう設定を考えていただきたい。このことを申し添えて、一般質問を終ります。

以上です。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　今、現にあるその手数料の水準、まあこの辺りとまあ新しく今度は、この新清掃工場ができあがったときのまあ料金設定、この辺りについて、まあ、どういうふうになるか。で、既にこの萩は、まあ相当の程度、今まで引き上げてまいりました。きょうは大西市長も副管理者として御同席をいただいております。長門市におかれましても恐らく、まあそういった一つのこの料金設定。まあこれは、大変御苦労もあろうかと思いますが、ぜひ、先ほど申しておりますように、国が出しておりますこの有料化の方の考え方、こういったこともしっかり踏まえていただきまして、まさにまた、長門の実情も十分踏まえていただきまして、そういったことで、事務方だけで物事を決めることはしない。そういうようなことで、今から、この市民代表、あるいは識者の代表等々で構成されますこの委員会か審議会、そういったところで十分お諮りをして、しっかりした案を出しまして、そして議会で、条例という形でまた、御審議を賜りたい、このように思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田保央君）　岡﨑議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

日程第５　議案第７号及び議案第８号

○議長（柴田保央君）　日程第５、議案第７号及び議案第８号を一括して、議題といたします。

議案第７号　平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）

議案第８号　平成２３年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計決算認定について

○議長（柴田保央君）　提案者より、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者　野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君）　提案をいたします議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第７号平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）は、歳入歳出、それぞれ、１億１，７５３万３，０００円を減額し、歳入歳出予算総額を５億４，７１０万４，０００円とするものであります。

これは、平成２３年度の繰越金確定等に伴う歳入予算の調整と、新清掃工場整備・運営事業の建設工事請負契約締結に伴い、平成２４年度から平成２６年度の各会計年度の支払い限度額が確定し、平成２４年度の建設事業

費が不用となったことなどによる歳出予算の補正であります。

次に、議案第８号平成２３年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計決算認定でありますが、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第２３３条第３項の規定により、組合議会の認定をお願いするものであります。

当初予算では、歳入歳出、それぞれ、６億６６２万２，０００円を計上いたしておりましたが、２度の補正を行い、最終予算額は、歳入歳出それぞれ5億6，８３７万6，０００円となりました。これに対して、決算額は、歳入が５億６，８７３万４，５４３円、収入率１００．１％。歳出が、５億４，７４４万６，６６０円、執行率９６．３％で、歳入歳出差引残額が、２，１２８万７，８８３円となり、平成２４年度へ繰り越すことといたしました。

歳入予算については、第１款分担金及び負担金４億４，５３２万円は、本組合構成市である萩市、長門市からの分担金。第４款諸収入第２項受託事業収入６，３０３万6，０００円は、阿武町からの受託事業収入でありますが、予算現額どおりの収入となっております。

第２款国庫支出金は、環境省の循環型社会形成推進交付金でありますが、当初予算では、２，８４０万円を計上いたしておりましたが、交付金の年度間調整により、平成２２年度末に平成２３年度の交付金の一部が前倒しで交付されたこと及び、昨年３月１１日に発生した東日本大震災への国の対応から、交付金を減額して交付されたことにより、予算現額を１，２１４万３，０００円とし、予算現額どおりの収入となりました。

第３款繰越金４，７８７万４，６６２円は、平成２２年度から平成２３年度への繰越金であります。

次に、歳出予算について。第１款議会費は、組合議会開催等の経費でありますが、予算現額１７０万円に対し、１０４万５，１８２円の不用額を生じましたが、主に、先進地視察旅費及び議事録作成業務委託料の執行残であります。

第３款衛生費は、新清掃工場建設事業と小原地区飲料水施設の整備及び維持に係る経費、萩市が行う市道小原畦田線道路整備事業の負担金を計上いたしましたが、予算現額、５億２，３１２万2，０００円に対して、１，８３４万５，８９５円の不用額を生じました。これは主に、新清掃工場建設事業に係る公有財産購入費、立木補償費、及び立木伐採業務委託料についての執行残であります。平成２３年度に実施した敷地造成設計における地質調査において、山側法面の地盤が軟弱なことが判明し、新清掃工場建設用地の全体を、山側から少し小原川方面に移動させた結果、本組合が新清掃工場建設のために当該年度に取得した用地は3万４，１９０．７５平米となり、当初予定した面積と比べて約３，５００平米程度少なくなりました。

以上、議案第７号、第８号について、その概略を説明申し上げました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（柴田保央君）　以上で、上程いたしました議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

まず、議案第７号平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（柴田保央君）　次に、議案第８号平成２３年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計決算認定についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

討　論

○議長（柴田保央君）　これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

表　決

○議長（柴田保央君）　これより、採決を行います。

まず、議案第７号平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号平成２３年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第８号は、原案のとおり認定されました。

以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成２４年１０月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前１０時４１分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２４年１０月３０日

萩・長門清掃一部事務組合

議　長　柴　田　保　央

議　員　大　下　和　政

議　員　西　島　孝　一